

札幌市森林整備事業補助金検査等要領

令和4年（2022年）8月25日みどりの管理担当部長決裁
一部改正 令和5年（2023年）3月20日みどりの管理担当部長決裁

（趣旨）

- 第1条 この検査等要領は、札幌市森林整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する事業の検査に関し、要綱及び札幌市森林整備事業補助金交付実施要領（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、必要な事項を定める。
- 2 前項のほか、補助金額の算定方法について実施要領別表1に定めるほか、必要な事項を定める。

（検査員）

- 第2条 検査は、検査員が行う。書類検査の検査員と現地検査の検査員を別に置くことも可能とする。
- 2 検査員は、みどりの管理担当部長が指定し、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 3 みどりの管理担当部長は、現地検査の実施について申請者にあらかじめ通知し、原則立会を求めものとする。

（検査の区分及び対象）

- 第3条 検査は、書類検査及び現地検査とする。
- 2 検査は、補助対象事業の終了後に行うほか、必要に応じて事業実施中にも行うものとする。
- 3 原則として、申請全件を検査対象とする。

（検査の認定）

- 第4条 検査の結果、現地検査において当該施行地が要綱及び要領に定める規定に適合しない場合、又は、書類検査において不備と認められる場合は、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

（間伐）

- 第5条 間伐の検査及び補助金額の算定について、要綱および実施要領に定める規定以外は次のとおりとする。

ア 施行状況の確認

現地検査では、検査員が指定する箇所において標準地調査を実施し、施工状況が要綱および実施要領で定める範囲内となっているか確認する。標準地調査は1か所を基本とするが、対象地の状況や調査結果等を踏まえ、追加することができる。標準地調査箇所は検査当日に指定することを基本とするが、検査員の指示により、実施要領第10条(2)に定める標準地調査で実施させることも可能とする。

イ 搬出材積の確認

伝票がない場合、書類検査のほか、現地検査当日に無作為で抽出したはい積の体積の確認等を

2 か所以上行う。

(森林作業道)

第6条 森林作業道の検査及び補助金額の算定について、要綱および実施要領に定める規定以外は次のとおりとする。

ア 斜度（土工算出）

地山の傾斜区分は、図1に示す通り、GNSS測量成果を用いて、起点（端点のうち最西を起点とする）、分岐点、終点、起点や分岐点から40mごと（ループしている箇所は、時計回りに40mごと）の測点を指定し（以下、起点～測点を「測点等」とする）、札幌市のGIS及び共有基図により等高線を用いて勾配を算出する。測点等の勾配が変化する場合は、測点等間の中央で変化するものとする（40m間の場合は20mで変化）。

イ 作工物等（その他施設整備）

作工物は書類検査のほか、現地検査において規格および数量を、一部（抽出）もしくは全数を確認する。

ウ 林相（共通仮設費算出）

林相は森林調査簿の記載によるが、現場の状況と著しく異なる場合は現地検査を踏まえ札幌市が決定する。

(林業機械レンタル)

第7条 林業機械レンタルの検査について、要綱および実施要領に定める規定以外は次のとおりとする。

ア 本補助制度の対象外である他の森林等で使用する場合

レンタル期間から控除する使用期間には、他の森林等内での待機日も含むものとする。

(検査結果の復命)

第8条 検査員は、検査実施後、速やかに結果について復命書を作成し、みどりの管理担当部長に復命するものとする。現場検査が事業実施中に行われる場合は、現場検査と書類検査のそれぞれで復命する。

2 復命書には、検査や補助金額の算定に用いたGNSS測量成果やGIS資料、現場検査において取得した資料や写真を添付するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。